## 平成29年度月別随意契約一覧(平成29年4月分)

(単位:円)

| 契約件名         | 契約先           | 契約金額         | 契約日     | 担当課   | 契約理由                        |
|--------------|---------------|--------------|---------|-------|-----------------------------|
| 仙北市基幹系システム保守 | (株) 日立システムズ   | 36, 249, 120 | 平成 29 年 | 総合情報セ | 電算システムの運用保守については、システムの特殊性な  |
| 業務           | 北東北支店         |              | 4月1日    | ンター   | どから内容を熟知する開発元からのサポートを受ける事に  |
|              | 支店長 澤畑尚人      |              |         |       | より安全性が確保され、仮に他業者に委託したとすると責  |
|              |               |              |         |       | 任区分が不明確となり、故障発生時における原因究明や故  |
|              |               |              |         |       | 障修理などの対応に困難が生じる恐れがあるため。     |
|              |               |              |         |       | 地方自治法施行令第167条の2第1項第6号の規定によ  |
|              |               |              |         |       | る随意契約                       |
| 平成29~33年度仙北市 | 東日本電信電話㈱ビジネス  | 総額           | 平成 29 年 | 総合情報セ | 当該工事の設計・施工を行った業者で現状構成を熟知して  |
| 田沢湖高原地区等光ファイ | &オフィス営業推進本部秋田 | 7, 695, 000  | 4月1日    | ンター   | おり、他業者と比べて保守に伴う技術的リスクを低減でき、 |
| バ通信網設備保守業務   | 法人営業部長 開沼 真   | 年額           |         |       | また、関係業者を増やさずに実施できることからもリスク  |
| (長期継続契約)     |               | 1, 539, 000  |         |       | の低減を図ることができる。仮に他業者に委託したとする  |
|              |               |              |         |       | と責任区分が不明確となり、故障発生時対応に困難が生じ  |
|              |               |              |         |       | る恐れがあるため。                   |
|              |               |              |         |       | 地方自治法施行令第167条の2第1項第6号の規定によ  |
|              |               |              |         |       | る随意契約                       |
| 平成29年度仙北市情報通 | 東日本電信電話㈱ビジネス  | 6, 480, 000  | 平成 29 年 | 総合情報セ | 既存機器等の導入・設定・保守を行っている業者で現状構  |
| 信ネットワークシステム保 | &オフィス営業推進本部秋田 |              | 4月1日    | ンター   | 成を熟知しており、他業者と比べて保守に伴う技術的リス  |
| 守業務          | 法人営業部長 開沼 真   |              |         |       | クを低減でき、また、システムに関与する関係業者を増や  |
|              |               |              |         |       | さずに実施できることからもセキュリティリスクの低減を  |
|              |               |              |         |       | 図ることができる。仮に他業者に委託したとすると責任区  |
|              |               |              |         |       | 分が不明確となり、故障発生時対応に困難が生じる恐れが  |
|              |               |              |         |       | あるため。                       |
|              |               |              |         |       | 地方自治法施行令第167条の2第1項第6号の規定によ  |
|              |               |              |         |       | る随意契約                       |

| 地籍調査支援システム賃貸   国土情報開発株式会社  | 1換性を |
|--|------|
| 地方自治法施行令第167条の2第1項第6号のる随意契約 では、固定資産税及 では、固定資産税及 では、関連を関係を表に、は、関係では、関係では、関係では、関係では、関係では、関係では、関係では、関係  | Ì    |
| 税務システム大量出力業務 表託 (住民税、固定資産税及 ひ軽自動車税) 7,646,400 平成 29 年 4月1日 7,646,400 平成 29 年 6月1日 7,646,400 平成 29 年 7,646, |      |
| 税務システム大量出力業務 委託(住民税、固定資産税及 び軽自動車税) 7,646,400 平成29年   | 見定によ |
| 委託(住民税、固定資産税及<br>び軽自動車税) 北東北支店<br>支店長 澤畑尚人   |      |
| び軽自動車税) 支店長 澤畑尚人 の区分が不明確となるほか、故障発生時における。 や故障修理などの対応に困難が生じることが予想 このため、導入中のコンピュータシステムに係る方であるものと契約することにより、経費の削減 短縮、安全性の確保ができるため。 地方自治法施行令第167条の2第1項第6号の る随意契約   | と用いて |
| や故障修理などの対応に困難が生じることが予想<br>このため、導入中のコンピュータシステムに係る。<br>方であるものと契約することにより、経費の削減<br>短縮、安全性の確保ができるため。<br>地方自治法施行令第167条の2第1項第6号の<br>る随意契約   | 1、責任 |
| このため、導入中のコンピュータシステムに係る方であるものと契約することにより、経費の削減短縮、安全性の確保ができるため。<br>地方自治法施行令第167条の2第1項第6号のる随意契約  | 和究明  |
| 方であるものと契約することにより、経費の削減<br>短縮、安全性の確保ができるため。<br>地方自治法施行令第167条の2第1項第6号の<br>る随意契約  | される。 |
| 短縮、安全性の確保ができるため。<br>地方自治法施行令第167条の2第1項第6号の<br>る随意契約  | 2約相手 |
| 地方自治法施行令第167条の2第1項第6号の<br>る随意契約  | 二工期の |
| る随意契約  |      |
|  | 見定によ |
| 四辺診療式診療業改養者 加北古岸院事業古寺四辺 C 994 700 亚라 90 年 神体診療託 古寺田辺湘岸院は田辺診療託 ) 距離的に岸院の中   |      |
| 田沢診療所診療業務委託  仙北市病院事業市立田沢   6,824,700  平成29年  神代診療所  市立田沢湖病院は田沢診療所と距離的に病院の中   | で一番近 |
| 湖病院 4月1日 く、受診者の利便性を考えると、検査、入院等の  | 台療が必 |
| 要になった時、かかりつけ医として田沢湖病院の   | 医師の診 |
| 察を受けていればその後の治療がスムーズにいく   | こいう利 |
| 点がある。  |      |
| 地方自治法施行令第167条の2第1項第6号の   | 見定によ |
| る随意契約  |      |
| 仙北市配食サービス事業 社会福祉法人 (単価契約) 平成29年 包括支援セ 地域支援事業実施要綱で示している栄養改善の必   | 要な高齢 |
| 業務委託   仙北市社会福祉協議会   830   4月1日   ンター   者の定期的な状況把握を既存の事業と併せて実施  | けること |
| 会長 佐藤 清雄 (予定額) となっていることから、仙北市全域で地域住民相  | 炎事業を |
| 6,075,600 展開し、民生児童委員や福祉委員等の生活ネット   | フークを |
| 構築して地域の見守り相談を実施し、年間を通し   | て状況把 |
| 握できている当該協議会とする。  |      |
| 地方自治法施行条例第167条の2第1項第2号   | İ    |
| よる随意契約   | つ規定に |

| 契約件名          | 契約先          | 契約金額          | 契約日     | 担当課   | 契約理由                        |
|---------------|--------------|---------------|---------|-------|-----------------------------|
| 仙北市障害者等相談支援事  | 社会福祉法人       | 6, 348, 000   | 平成 29 年 | 社会福祉課 | 相談支援専門員等の専門職員による質の高い相談支援業務  |
| 業業務委託         | 秋田ふくしハートネット  |               | 4月1日    |       | を継続して実施するため、市内で唯一障害者の指定相談事  |
|               |              |               |         |       | 業所を運営する社会福祉法人秋田ふくしハートネットと一  |
|               |              |               |         |       | 者随契するものである。                 |
|               |              |               |         |       | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定によ  |
|               |              |               |         |       | る随意契約                       |
| 仙北市立認定こども園(西木 | (福) 仙北市社会福祉協 | 139, 093, 305 | 平成 29 年 | 子育て推進 | 仙北市内の社会福祉法人の中で、教育保育業務を行う有資  |
| 地区2認定こども園)管理運 | 議会           |               | 4月1日    | 課     | 格者がいる法人は2者あるが、西木地区2園を担える人員  |
| 営業務委託         | 会長 佐藤清雄      |               |         |       | 体制となっているのは(福)仙北市社会福祉協議会のみで  |
|               |              |               |         |       | ある。                         |
|               |              |               |         |       | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定によ  |
|               |              |               |         |       | る随意契約                       |
| 仙北市立認定こども園(西木 | (福) 仙北市社会福祉協 | 25, 143, 233  | 平成 29 年 | 子育て推進 | 教育保育業務と給食業務を一体的に行うことで管理が効率  |
| 地区2認定こども園)給食業 | 議会           |               | 4月1日    | 課     | 的で個人情報セキュリティリスクの低減も図られることか  |
| 務委託           | 会長 佐藤清雄      |               |         |       | ら(福)仙北市社会福祉協議会とする。          |
|               |              |               |         |       | 地方自治法施行令第167条の2第1項第6号の規定によ  |
|               |              |               |         |       | る随意契約                       |
| 仙北市一時預かり事業業務  | (福)はなさき仙北    | 5, 443, 634   | 平成 29 年 | 子育て推進 | 当該事業は市内認定こども園及び保育園内で実施すること  |
| 委託 (神代こども園)   | 理事長 小林一雄     |               | 4月1日    | 課     | としており、神代こども園内については、同園を運営して  |
|               |              |               |         |       | いる(福)はなさき仙北に委託することが業務運営上円滑  |
|               |              |               |         |       | である。                        |
|               |              |               |         |       | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定によ  |
|               |              |               |         |       | る随意契約                       |
| 市内二次交通運行委託業務  | 羽後交通株式会社     | 5, 360, 040   | 平成 29 年 | 国際交流推 | 4月15日から試験運行予定であるが、運行には運輸局に路 |
|               | 代表取締役 斎藤善一   |               | 4月13日   | 進室    | 線バスの申請が必要であり、申請から許可まで2ヶ月ほど  |
|               |              |               |         |       | を要するものであることから、実質的に既に路線バスの許  |
|               |              |               |         |       | 可を受けている羽後交通株式会社しか運行できるバス運行  |
|               |              |               |         |       | 会社がないため。                    |
|               |              |               |         |       | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定によ  |
|               |              |               |         |       | る随意契約                       |

| 契約件名         | 契約先      | 契約金額        | 契約日     | 担当課   | 契約理由                        |
|--------------|----------|-------------|---------|-------|-----------------------------|
| 平成29年度 仙北市立角 | 株式会社 花葉館 | (単価契約)      | 平成 29 年 | 教育総務課 | 平成27年4月から貸切バスの運賃・料金が、出発点から遠 |
| 館小学校スクールバス運行 |          | 31, 320     | 4月1日    |       | い事業者ほど経費や運賃が高くなる新運賃制度へ移行した  |
| 業務委託         |          | (予定額)       |         |       | ことにより、西長野地区が出発点である花葉館に委託する  |
|              |          | 6, 890, 400 |         |       | ことで、より安い費用での運行が可能となるため。     |
|              |          |             |         |       | 地方自治法施行令第167条の2第1項第6号の規定によ  |
|              |          |             |         |       | る随意契約                       |